（法第八十八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事由）

第七十三条の八　法第八十八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、第一号被保険者（同項の規定が適用される第一号被保険者に限る。以下この条において同じ。）が法第八十八条の二の出産に係る子と同居しないこととなつたときその他の第一号被保険者が同条の出産に係る子を養育しないこととなつたときとする。

（法第八十八条の三第一項及び第二項の規定による保険料免除に関する届出）

第七十三条の九　第一号被保険者は、法第八十八条の三第一項又は第二項の規定により保険料を納付することを要しないこととされる場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第一項の規定により保険料を納付することを要しないこととされる場合において、当該第一号被保険者が第七十三条の七第一項の届書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて市町村長に提出し、かつ、当該第一号被保険者が法第八十八条の三第一項の規定に該当したことを厚生労働大臣が確認できるとき（法第八十八条の二の規定により保険料を納付することを要しないものとされた期間の末日までに、当該第一号被保険者が同条の出産に係る子を養育しないこととなつた場合を除く。）は、この限りでない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　子（法第八十八条の二の出産に係る子又は法第八十八条の三第二項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）を養育することとなつた日（法第八十八条の二の規定の適用を受ける第一号被保険者が同条の出産に係る子を養育する場合においては、同条に規定する出産予定日から起算して三月を経過した日の属する月の初日）

四　子の氏名、性別、生年月日及び個人番号

五　子との関係（実子、養子、その他法第八十八条の三第二項に規定する子の別）

六　法第八十八条の三第一項又は第二項の規定に該当するに至つた事由

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　子と法第八十八条の三第一項又は第二項の規定が適用される第一号被保険者との身分関係を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該子に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　子の性別、生年月日及び住所を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該子に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

三　子を養育している事実を明らかにすることができる書類

四　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3　法第八十八条の三第一項又は第二項の適用を受ける第一号被保険者は、子が死亡したとき又は前条若しくは第七十三条の十一各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　第一項の届出に係る子の氏名、性別及び生年月日

四　子との関係（実子、養子、その他法第八十八条の三第二項に規定する子の別）

（新設）

（新設）